

支援決定期限の延長に伴う相談受付の再開について

現在開催中の国会におきまして、企業再生支援機構(以下「機構」という。)が支援決定を行うことができる期限の延長等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」が成立し、平成24年3月31日から施行されました。これに伴いまして、平成23年10月14日をもって終了しておりました事業の再生支援の検討を前提とした相談の受付を再開いたします。

なお、今回の法改正により、支援決定期限は平成25年3月31日まで(あらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者に対しては平成25年9月30日まで)とされています。

機構としましては、引き続き、地域経済の再建に資する中堅事業者及び中小企業等々の事業の再生支援に積極的に取り組み、できる限りの支援を行っていきたいと考えております。

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

企業再生支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

中小企業再生支援センター：TEL 03-6266-0380